

1 当用漢字表について

【問】 当用漢字表は、選定の基準はどういうところにありますか。

【答】 今回、発表した「当用漢字表」は、その名の示すように、さしあたって一般社会に必要な漢字を選んだものであって、各官庁や新聞社などから希望の漢字を求め、これについて慎重に審議を重ねて決定したものであります。その選定に当っては、客観的資料として従来の使用度数の調査をできるかぎり活用しましたが、一面実用を重んずる立場に立って、使用度数の上からは棄てたくても、実際にまだ必要だと認められたものは採用し、一方、今後無くてもすむという見通しのついたものは、見慣れた字でも思いきって省いてあります。この点、現実の必要に即しながら、一面、やや理想的な考え方を含んでいるわけです。以下、実例について説明します。

(1) 代名詞・副詞・接続詞・感動詞・助動詞・助詞は、なるべく

かな書きにする。

× × × × × × × × × ×
僕 此 其 臆 稍 尙 或 噫 也 迄 乍…省く。

(2) 動植物の名まえもかな書きにする。

× × × × × × × × × × × × × ×
杉 桐 栗 柿 猿 猫 熊 狐 鼠 鯉 鮒 鯛 鰯 鳩
× × ×
鶴 鶯 鶯などすべて省く。 牛 豚 馬 象 羊 鯨 鶏

松 桜 梅 竹 桑…などは、熟語構成の関係ではいって
 ます。これにならって、鍋 釜 鋤 鍬 膳 箸…などの器
 物の類も、かな書きにする方針です。

(3) 字形のむずかしいものは省く。鬱 籤 餐…は省く（例外、

 織 廳）

(4) 使用範囲の狭いものは省く。挨 拶 曖 昧（例外、矛

 盾 膨 脹）

(5) 訓だけのものもしくは、おもに訓だけを使うものは省く。

 辻 躰 鈎 据 戾 揃…は省く。（例外、繰 込 板）

(6) 同じ音で意味の近いものは、一方を省く。綜（総）慾（欲）

 聯（連）廻（回）棉（綿）礦（鉷）洲（州）…

(7) 代用語の考えられるものは省く。輿論→民論 世論 公論

 媾和→講和 編輯→編集

(8) おもに官庁だけで使われるものは省く。俸 牒 備（例外、

 敍 轄）

以上、だいたいの選定の目安をあげましたが、これとて実行の点
 を深く考えますと、嚴重に一線を引くことはなかなかむずかしいの
 でありまして、幾多の例外が出てくるのであります。

次に新憲法の漢字は、全部これを含めることにしましたので、

 且 又 但 虞 准 箇 鍊 奴 隸 拷 遵などの字ははい
 ています。固有名詞は別に考えることになっているので見慣れ

【答】 漢語を整理せず、かなと音読の字を重ねて表現しているのに疑問をいだかれるのは、もったいなことで、こちらでも漢語の整理を当用漢字表の範囲内でやれるよう準備しています。しかし、「挨拶」とか「贅沢」といったような、耳に聞いてわかるものはかなで書くことにしたい。

むずかしい漢語は、他に適当な書きかえ・言いかえの新語で書き改めるようにしたいものです。平易に言い表わせるものを、ことさらに漢字漢語を使ってむずかしく言わなくてもいいと思います。

「絃」と「絃」

【問】 このごろ、新聞などで「管げん楽」と書いているが、必要な字ゆえ「絃」の字を復活してはどうですか。

【答】 古い伝説に、和琴はもと弓の弦をかきならしたところから発明されたといいますが、中国でも琴の元祖は一弦琴だということですから、あるいはそういうことでもあったでしょうか。漢字としても弦のほうがもとであって、糸ヘンの絃はあとからできたものらしい。すべてこういう形のもの「(いわゆる両頭相望ムモノ)」をゲンといったので、それを玄の字で表わし、それにまず弓ヘンをつけ、さらに後代にいたって糸ヘンや舟ヘンを付け加えた絃や絃の字が分化したものと考えられています。

楽記に「五弦之琴」、淮南子えなんじに「管弦」とありますが、各種の

字書には「弓ノ弦ハ糸ヲモツテツクル。弓＝張ル。コレニヨツテ，琴瑟＝張ルモノモマタ弦トイフ。俗＝絃＝作ルハ非ナリ（説文段注）。琴瑟ノ弦モマタ弦ノ字ヲ用フ。絃＝作ルハ非ナリ（五經文字）。オヨソ弓弩，琴瑟ノ弦ミナ弓＝従フ（博雅）。經典，弦，通ジテ絃＝作ル（康熙字典）。樂器ノ糸ヲモツテ声ヲ発スルモノ多ク弦ト称ス。管弦，弦索ノゴトシ。通ジテ絃＝作ル。弦歌，弦誦，弦柱（琴柱のこと）（辞源）」とあります。

ところで当用漢字表には絃の字を採用しなかったもので，近來ラジオの番組などに「管げん楽」と書いてありますが，これは「管弦楽」でもよいのであります。以前のように弦と絃との両字を併用していた時代には絃のほうを使うのが常識的で，むしろ当然ともいえましようが，すでに絃の字が当用の範囲から締め出された今日では右の字義と用例とによって，弦の字を使うことが認められてよいでしょう。文部省編修の音楽教科書にも管弦楽・弦楽器と使うこととなっています。

「三 か 条」

【問】 「三箇条」「三ヶ条」などは，これから，どう書くのがよいのですか。

【答】 「三か条」と書くのがよいのです。

「箇」の字も当用漢字表にありますが，これは当用漢字制定以前の憲法にあるので，いたし方なく，読むための字として当用

漢字表にはいっているのです。

「か」は、ひらがな文の中では、やはりひらがなで「か」と書きます。

「ケ」は、漢字の略字として「か」と読まれてきたのですが、それは使わないことになりました。

2 当用漢字音訓表について

【問】 当用漢字音訓表はどんな方針で決定されましたか。

【答】 これについては、安藤主査委員長の総会への報告を次に掲げます。

当用漢字音訓表に関する主査委員長報告

安 藤 正 次

本委員会が当用漢字の音訓の整理を使命として組織されてから、ここに約10月か、主査委員会を開きましたのは、昨年12月24日を第1回といたしまして、本年9月4日までに29回の間、委員会各位の終始変らぬ御熱意と御精励とによりまして、この複雑なしかも画期的とも申すべき仕事がようやくまとめられ、さらに慎重審議を重ねました末、ここにお手もとに差し出しましたような成案をうるにいたりましたことは、まことに本懐に存ずる次第でございます。

さきに公布されました当用漢字が、わが国民の文字生活の簡易化・平明化を期して制定されたものであることは、今さらに申し上げるまでもないのでございますが、字数の制限だけでは、文字の簡易化・平明化の目的を達成することが困難であることも、一般に認められるとおりであります。漢字の国字としての複雑性は、主としてその運用の上に存しております。一つの漢字にいろいろの音があり、

またさまざまの訓があることは、漢字をどう使い分けるかを考える上からも、むずかしいことになってまいります。1字多用は便利なようではありますが、実際において不利であります。1語多字はことばの分化が伴わぬがゆえに不合理であります。漢字の国字としての使用を一般的のものとして、国民をしてらくに漢字を読ませ書かせるようにしようとするならば、今までのように漢字の音訓を野放しのままにしておいてはならないのであります。漢字の音訓の整理は、この意味において重要性をもつのであります。これはまたある程度において、従来の書記習慣をかえることにもなりますから、そこに少なからぬ困難が感じられます。しかしながらこれをおしきらなければ漢字の運用の合理化は望まれません。主査委員会が鋭意この整理案を作成いたしましたのも、もっぱらこの認識に基いてであります。

字の音訓の性質であります。これは中国におけるのと、わが国におけるのとでは多少の相異があります。まず字音について申せば、中国における漢字の字音なるものは、要するに、その漢字によって示されることばの音韻の一群であります。字音とは呼ばれているものの、これは、ことばの音韻成分であり、1語をなすものであります。このゆえに、中国にあっては、原則的にはすべての漢字には字音があることになっており、字音に古今の変、南北の差があるというのは、ことばの音に時処の相異による変化のあることを意味するのでありまして、漢字と字音とは有機的のつながりをもっておりま

す。しかるに、わが国における漢字の字音なるものは、もと本土の字音をそのままに受け入れたものではありませんが、その歴史的過程において、文字と字音との有機的のつながりがようやくうすらいでまいりまして、現実においてはだいたい、それは漢字の音用の場合に「ん」しての音に過ぎないという程度のものでなっております。本邦の造字はもとより、中国伝来のものでも、その音用されないものが字音を欠いているのは、このゆえにほかならないのであります。

「梅」字のバイ、「花」字のカ、「観梅」「花月」「梅花」の上において、はじめて字音が現れてまいります。これらの文字は、単独では音用されないのであります。バイとカとが結びついてバイカという複合語ができたのではなく、「梅花」をバイカという字面に即してバイやカが字音として認められるのであります。「国連」の場合は「国際連合」のコクとレンを結びつけたものであります。これも同様に単独では音用されません。「信ずる」「感じる」のようなものも単用とはいえません。ここに単用というべきものは忠孝仁礼のような類であることによっても、字音の国語における地位をうかがうことができます。 「請願」「起請」「普請」における「請」字が、セイ・ショウ・シンの三つの字音をもっているようなのも、やはり音用の場合に即して考えられるべきものなのであります。要するに、わが国における字音と漢字との関係は、文字そのものとは遊離の状態におかれてきたのではないかと思われまます。漢・呉・唐・宋の音が並び行われ、慣用音というものや、有職よみ・百姓よみ

などが行われてきたのも、こういう関係からでございます。字音の考察に当って、そのわが国における音用のいかに重きをおかなければならないのは、このゆえであります。

次に、わが国で字訓といわれているものも、中国で字訓といっているものとは、少しく違っているようであります。漢字は多義であります。それでその多くの字義のうちから、文章に即して、ここではこの字はこの意味であると解する。その場合に応じて与えられた意味が字訓であるとの解釈がありますが、わが国で普通に字訓といっておりますのは、漢字に結びつけられたものであります。この場合の字訓の成立は、国語のことばとの結びつきの程度のいかによって左右されます。わが国でよく使われている漢字で字訓を欠いているもののあるのは、このためであります。字義と字訓とを分けて考えること、字訓の今昔・死活を識別することは、字訓の整理に欠くことのできない用意であります。

次に、われわれの考えなければならないのは、音訓の整理は何を目標とするかであります。さしあたってわれわれが解決しなければならないのは、わが国民の文字生活を平明にし簡易ならしめるための、音訓の整理であります。したがってこの場合において、われわれが忘れてはならないのは、われわれは、わが国における漢字の音訓を対象としているのであり、わが国における漢字の運用を問題としていることでもあります。事が中国伝来の漢字に関するもので、ややもすればわれわれの所見が、その本国における研究の成果や慣用

の歴史などにひかれて、国字としての性格を無視するような判断を下すおそれがないとは申せません。これもまた音訓の整理に際して、注意を要する重要な点となります。

今までにもいろいろの説が出ております。まず漢字は音用のものだけを認めるという、きわめてあっさりした意見もあります。しかし、これは実行に縁が遠く、社会は容易に耳を傾けまいと思われまゝす。次に漢字の音訓は1音1訓ぐらゐに制限したらどうかとの説もあります。しかし、これもあまりに公式的のもののように思われまゝす。実際についてみますと、漢字のうちには1音1訓ぐらゐですむものが相当にあります。それらはだいたい整理を要しないもので、整理を要するようなものは、そう簡単にはかたづきません。委員会におきましては、以上のいろいろの点を念頭におきまして、第1に一つ一つの漢字の音訓の性質を明らかに認識すること、第2に音訓のそれぞれについて一般的のものと特殊的のものに見分けること、第3に一般的のものうちから、基準的のものを選び出すこと、第4に音訓の指示に適正を期することを、整理の心構えといたしたのであります。

右のような立場から申せば、字音については、それが漢音か、呉音か、どこの音であるかどうかはたいした問題ではないのであります。字訓についても、それが昔からのものか、昨今の新しい訓であるかも、しいて問うには及びません。考察の重点は、それが現代の国語のうちにとらう地位を占めているかにおかれますので、その

音なり訓なりが、現代において生きており広く行われているということが採択の条件となります。しかし、単にそれが広く行われているというだけでは採否は決められません。文字の運用の上から、ことばの表記の上から、それを存しておくことが望ましいかどうかの見とおしを付け加えなければなりません。

本委員会は、だいたい右のような考え方、右のような立場から、当用漢字1850字の音訓の整理を試みたのでありますが、その結果について申し上げますと、まず大きく分けると、訓専用のもの(30)、音専用のもの(844)、1音1訓のもの(787)、その他の音・訓両様のもの(189)の三つに分れます。

(1) 訓専用のものは、字音を認めるに及ばないものであります。全体の漢字について申せば、訓専用のものははるかに多いのでありますが、この種のものも多くは、当用漢字選定の当時においてすでに不採用となっております。

和字といわれる「峠」「込」はもとよりです。「卸」「届」「扱」も、今までももっぱら訓用のもの、「咲」「刈」「繰」「蚊」「芋」「芝」「畑」「沖」「滝」「瀬」「矢」「姫」「娘」「津」このうちにはたまたま「急瀬」「矢石」「美姫」「娘子軍」「要津」などのように音用の例もあるが、現代には縁の遠いものであります。

「且」「又」「但」「虞」も字音を問題とするに及びますまい。訓の整理については後の条に一まとめにして申し上げます。

(2) 音専用のもの

訓用の認められないもので、これにはいろいろの場合がありますが、要約すれば二つになります。

その一は、元来その漢字が訓をもっていない。すなわちその漢字の字義に相当する国語が字訓として与えられていない場合があります。「俳」「曜」「棒」「款」「氣」「稿」「糖」「胴」「般」「賃」「隊」「題」「魔」

その二は、その訓として与えられていることばが、あるいは古すぎたり、あるいは解釈的であったりしているために、社会的に広く認められない場合があります。

「京」みやこ
みさと「債」おん
はた「墾」はり「官」つかさ「児」こども「判」わかる
わけ
音専用のももの字音の整理については、次に一まとめにして述べることにいたしました。

(3) 音・訓両様のももの

それについて、まず字音の整理については、次のようなことが考えられました。

(1) 漢・呉・唐などの音の区別にかかわらないこと。

行 キョウ
キョウ 匹 フシ
(ヒキ) ヒツ

(2) 普通音と特殊音のある場合に、ことばとの関係に即して孤立的に現れるものと考え分けること。

久 キウ
キウ 今 コン
キン 修 シュウ
シュ 仮 カ
ケ 内 ナイ
ダイ
命 メイ
ミョウ 納 ノウ
トウ ナ

次に字訓の処理については、次のようなことが考えられました。

(1) 古訓の整理

古い時代に与えられた訓が、なお今日につきまといっているのを整理すること。

「朝」あした 「類」たぐい 「戦」おののく 「奏」かなでる 「交」こもこも
「則」のつとる 「徒」いたさらに

(2) 解釈訓の整理

「詐」うそ 「欺」だます 「効」ききめ 「報」しらせ 「危」あぶい
「喫」のむ

(3) 同訓の整理

異字・同訓のものの整理は最も重要な問題であります。

「見」みる 「聞」きく 計，測，量はかる
(図，料，謀)

初はじめ 始(初，創)はじめ

傷(創)きず 努，勤つとめる (力，努，勉)

(4) かな書きの法則による訓の整理

副詞訓「凡」およそ 「剩」あまつさえ 「則」「即」すなわち 「将」はた
「頗」すこぶる 「徒」いたさらに

助動詞の「如」ごとし 「可」べし

(5) あて字訓

今日きよう 昨日きのう 煙草たばこ

(6) 特殊訓のあるものを認めること。

「日」^カ 「重」^エ 「路」^ヒ

「情緒」の読み方

【問】 「緒につく」「端緒」などの「緒」を「ちょ」と読んではいけないか。

【答】 「緒」は、正音としては「しょ」ですが、久しく世間で「ちょ」とも読まれてきましたから、それが慣用音として字典にのせてあります。すなわち

緒 ショ (漢音, 呉音) 由緒, 緒言, 端緒, 情緒

 チヨ (慣用音) 緒言, 端緒, 情緒

ところが、当用漢字音訓表によって「緒」は「しょ」の1音だけになりましたから、当然「しょ」と読むのがよいのです。

【問】 「情緒」は、明治以来、心理学用語として「情緒^{チヨ}」と読んできましたが、当用漢字音訓表によると、「緒」の慣用音^{チヨ}が認められていません。これは「情緒^{シヨ}」と読むように改めるべきですか。

【答】 漸進的に改めていくように、お互に心がけていきたいものです。「情緒^{シヨ}」では気分が出ないということも、けっきょくは「慣れ」の問題だと思えます。

「ほか」

【問】 「〇〇社ほか何社」という場合、「ほか」を漢字で書けば、「他」でしょうか、「外」でしょうか。

【答】 当用漢字音訓表によれば、「他」は「夕」としか読まないことになっています。そして「外」は「ほか」とも読むことになっていますから、当然「外」です。もっとも、こういう場合には、「ほか」とかなで書くほうがまちがいがなくてよいでしょう。

「来る」の使い方

【問】 当用漢字音訓表には、「来」は〔来^{ライ}〕とだけありますが、教科書には「来た」や「来ない」にも使っています。それでよいのですか。

【答】 音訓表には、動詞は代表的に終止形で示してありますから、その活用形は全部使ってよいのです。それで、
 来る 来^こない 来^きた
 などみな使えるわけです。

もっとも、こうした使い方は、必ずしもやさしくないのです。なるべく

くる こない きた

というふうに、かなで書くのがよいと思います。

ことに「来^こない」を「来^きない」という地方もありますから、
いっそう、かな書きがよいわけです。

「で き る」

【問】 可能の意味の「できる」を「出来る」と書くことができますか。

【答】 一応できますが、今日の標準語としては、もとの「出で来た
る」という意味はなくなって、単に可能の意味を表わす補助動
詞になっているのですから、原則として漢字をあてず、かなで
書くことになっています。